



岐阜県郡上市

Gujo City

おくやみ ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

郡上市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様にお役に立てば幸いです。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

目次

1. 身近な方が亡くなられた後の手続きの一般的な流れ…………… P.2
2. おくやみ窓口のご案内…………… P.3
3. 市役所で行う手続きにお持ちいただく代表的な持ちもの…………… P.4
4. 市役所で行う手続き一覧（チェックリスト）…………… P.5
5. 市役所以外で行う手続き…………… P.33
6. 相続に関する手続き…………… P.37
7. 遺品の処分について…………… P.45

1. 身近な方が亡くなられた後の手続きの一般的な流れ

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (36 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (37 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

上記は、一般的な手続きの流れです。

亡くなられた方の手続きは、それぞれ異なりますので、詳しくは7ページ以降の「手続き一覧」を、ご覧ください。

2. おくやみ窓口のご案内

郡上市では、ご遺族の負担を少しでも減らすため、死亡後の各種手続きをサポートする「おくやみ窓口」を設置しています。

ご利用を希望される方は、web または電話で事前予約をお願いします。

※おくやみ窓口を利用せず、直接、各担当課の窓口に行って、手続きしていただくこともできます。

※おくやみ窓口の利用は、亡くなられた方の住民登録が郡上市にあった方が対象です。

※各振興事務所でも死亡後の各種手続きは可能です。

大和：TEL(0575)-88-2211

白鳥：TEL(0575)-82-3111

高鷲：TEL(0575)-72-5111

美並：TEL(0575)-79-3111

明宝：TEL(0575)-87-2211

和良：TEL(0575)-77-2211

おくやみ窓口の予約

ご利用希望日の2開庁日前（土日祝を除く）までにご予約ください。
（水曜日の利用を希望される場合は、月曜日までにご予約ください。）

【おくやみ窓口の場所】

郡上市役所本庁舎 1階市民課窓口

【webでの予約】

受付時間：24時間

<https://logoform.jp/form/SVsW/1431015>



【電話での予約】

受付時間：平日 午前9時～午後4時

TEL(0575)-67-1816 郡上市役所市民生活部市民課

【おくやみ窓口の利用について】

- 一部の手続きについては、担当課に移動して手続きをしていただくものもございます。その場合は、担当課をご案内いたします。
- 当日は、市民課の番号発券機で「おくやみ窓口」を選択し、番号札をお取りになってお待ちください。

おくやみ手続きナビ

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に抽出できる
「おくやみ手続きナビ」も、ぜひご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/21219>



3. 市役所で行う手続きにお持ちいただく代表的な持ちもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちのうえでお来庁ください。

ご遺族（来庁者）の方の必要なもの

来庁される方の本人確認書類

▼顔写真付きの場合は、下記から1点

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等

▼顔写真付きでない場合は、下記から2点

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証 等

預貯金通帳（相続人代表、喪主、年金請求者）

※相続人でなく代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、国保加入者全員の資格確認書

基礎年金番号が記載されているもの

年金を受給している方……年金証書、年金振込通知書

年金を受給していない方……年金手帳、基礎年金番号通知書 等

介護保険被保険者証

福祉医療受給者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※死亡届を市外で提出された場合は死亡診断書の写し

4. 市役所で行う手続き一覧（チェックリスト）

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ	項目番号
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7	1
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.7	2
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している、または年金を未受給で国民年金に加入していた	P.8	3
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.9	4
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた（保護者）	P.11	5
国保・後期高齢者医療	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.12	6
	<input type="checkbox"/>	世帯主で本人または世帯員が国民健康保険に加入していた	P.13	7
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.13	8
	<input type="checkbox"/>	申立・誓約書の提出	P.14	9
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.15	10
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	P.15	11
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.16	12
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを設置していた	P.16	13
子育て	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の申請	P.17	14
	<input type="checkbox"/>	18歳未満（障がい児は20歳未満）で医療費助成の対象者である	P.19	15
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園・認定こども園に入所している	P.19	16
	<input type="checkbox"/>	子どもが学童保育に登録している	P.20	17
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.20	18

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ	項目番号
子育て	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.22	19
	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭等福祉医療費助成を受けていた	P.23	20
	<input type="checkbox"/>	乳幼児・小学生・中学生・高校生福祉医療費受給者証を持っていた	P.23	21
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.24	22
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	P.24	23
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.25	24
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.25	25
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.26	26
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証を持っていた	P.26	27
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.27	28
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	P.27	29
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産がある場合	P.29	31
	<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されていた	P.30	32
その他	<input type="checkbox"/>	原付バイクや小型特殊自動車をもっていた	P.31	33
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.31	34
	<input type="checkbox"/>	水道・下水道を契約していた	P.32	35

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

住民登録に関する手続き

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合、返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 市民係 ☎ 0575-67-1816

2. 印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 市民係 ☎ 0575-67-1816

年金に関する手続き

年金に関する手続きについて

亡くなられた方が年金を受給していたかどうかや、受給していた年金の種類、配偶者や子（18歳未満）の有無等によって必要となる手続きが異なります。亡くなられた方が以下に該当する場合は、市役所にて必要な手続きを年金事務所に確認してご来庁時にご案内します。

- 年金を受給していた方
- 国民年金に加入中の方（第1号被保険者）
- 60歳以上で厚生年金に加入しておらず、未だ年金を受給していない方

亡くなられた方が厚生年金に加入中の方（国民年金第2号被保険者）、またはその方に扶養されていた配偶者（国民年金第3号被保険者）の場合は、市役所ではなく勤務先の事業所を通じてのお手続きが必要になります。

3. 国民年金に加入している、または年金を未受給で国民年金に加入していた

手続き 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
<p>故人と遺族が下記に該当する場合、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。</p> <p>〈故人について〉</p> <p>◇遺族基礎年金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国民年金の被保険者である • 国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者 • 老齢基礎年金の受給権者である • 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている <p>◇寡婦年金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 10年以上の国民年金納付期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合 <p>◇死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 3年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合 	<p>死亡から5年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>◇遺族基礎年金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 故人の子のある配偶者である • 故人の子である <p>※この場合の子とは、18歳到達の年度末までの子をいいます</p> <p>◇寡婦年金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 故人と10年以上婚姻関係にある妻 <p>◇死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> • ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）
必要なもの	問い合わせ先
<p>◇遺族基礎年金または寡婦年金</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本*</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票*</p> <p><input type="checkbox"/> 所得証明書*</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳</p> <p>※提出を省略できる場合があります</p>	<p>市民課 保険年金係</p> <p>☎ 0575-67-1822</p>

年金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

4. 年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーが日本年金機構に登録されている場合、原則として手続きは省略できます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 死亡の事実を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 年金証書	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求をすることで受け取ることができます。	死亡から5年以内
厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合に請求書を提出します。	手続き可能な人
	生計同一関係のある3親等内の親族 請求順位は下記のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 年金証書または基礎年金番号のわかるもの	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822
<p>請求者のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票※ <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本※ <input type="checkbox"/> マイナンバーカードのわかるもの ※ 提出を省略できる場合があります	

手続き③ 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が厚生年金を受給していた場合、一定の受給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていた遺族が遺族厚生年金を受給することができます。 なお、請求手続きは年金事務所で行います。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人 <ul style="list-style-type: none"> • 故人の配偶者 • 故人の子（18歳未満） ※受給には一定の要件があります
必要なもの	手続き先
受給の対象となる場合は来庁時にご案内します。	美濃加茂年金事務所 ☎ 0574-25-8181

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

年金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 障害者扶養共済制度に加入していた（保護者）

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

MEMO

国保・後期高齢者医療に関する手続き

6. 国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の葬祭を行った場合に、葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
喪主のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等） <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822

手続き② 国民健康保険資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に対して交付されていた国民健康保険の資格確認書や各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）を返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書・各種認定証	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822

国保・後期高齢者医療に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 世帯主で本人または世帯員が国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は、届出が必要です。また、高額療養費の簡素化申請をしている場合は、振込先口座の変更が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	同じ世帯の遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>同じ世帯の遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書、各種認定証 <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822

8. 後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に対して交付されていた後期高齢者医療制度の資格確認書や各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）を返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書・各種認定証	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の葬祭を行った場合に、葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<div style="background-color: #d3d3d3; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">喪主のもの</div> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等） <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822

9. 申立・誓約書の提出

手続き 申立・誓約書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が次のいずれかに該当する場合、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の精算後の納税（納付）通知書や還付に関する書類や、各保険からの給付に関する書類は、相続代表人に送付させていただくことになります。</p> <p>① 国民健康保険の世帯主 ② 後期高齢者医療制度の加入者 ③ 介護保険の加入者</p> <p>また、各保険税（料）の還付金や支給決定済の給付金がある場合は相続代表人の指定する口座に振込みいたします。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税（納付）義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続標記申述通知書」の写し等の提出が必要になります。</p>	概ね3ヶ月 <div style="background-color: #800040; color: white; padding: 2px;">手続き可能な人</div> 相続人（3親等内の親族）の代表者
必要なもの	問い合わせ先
<div style="background-color: #d3d3d3; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">相続代表人のもの</div> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳	市民課 保険年金係 ☎ 0575-67-1822

介護保険に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

10. 介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢福祉課 ☎ 0575-67-1807

11. 介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	高齢福祉課 ☎ 0575-67-1807

12. 介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課 ☎ 0575-67-1807

13. 緊急通報システムを設置していた

手続き 緊急通報システムの撤去

手続き詳細	期 限
緊急通報システムは市からの貸与品となるため、「緊急通報システム撤去依頼書」の提出が必要になります。後日、ご利用者宅へ委託業者が撤去にお伺いします。（撤去作業には、親族の同席が必要となります。）	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢福祉課 ☎ 0575-67-1807

子育てに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

14. 児童扶養手当の申請

手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（本人＋子の分） <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

手続き② 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（本人＋子の分） <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

手続き③ 児童扶養手当の受給事由消滅届

<p>手続き詳細</p> <p>児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。</p>	<p>期 限</p> <p>死亡から14日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども家庭課 ☎ 0575-67-1817</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

子育てに関する手続き

15. 18歳未満（障がい児は20歳未満）で医療費助成の対象者である

手続き 母子・父子家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証・資格確認書（申請者と子ども双方のもの）	

16. 子どもが保育園・認定こども園に入所している

手続き 保育園・認定こども園の手続き

手続き詳細	期 限
保育園・認定こども園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

17. 子どもが学童保育に登録している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

18. 児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証・資格確認書	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

子育てに関する手続き

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

18. 児童手当を受給していた

手続き② 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

手続き③ 児童手当の未払請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月までのうち、支払われていない児童手当の請求の手続きが必要です。ただし、未払分の児童手当を請求することができるのは支給対象児童となります。（対象児童が2名以上いる場合、一番上の児童）	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	こども家庭課 ☎ 0575-67-1817

19. 特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

手続き② 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

子育てに関する手続き

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

20. 母子・父子家庭等福祉医療費助成を受けていた

手続き 母子・父子家庭等医療費助成の資格消滅届

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭等医療費助成受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭等医療費助成受給者証	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

21. 乳幼児・小学生・中学生・高校生福祉医療費受給者証を持っていた

手続き 乳幼児・小学生・中学生・高校生福祉医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
乳幼児・小学生・中学生・高校生福祉医療費受給資格者証を持っていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 乳幼児・小学生・中学生・高校生福祉医療費受給者証	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

障がい福祉に関する手続き

22. 身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

23. 療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

障がい福祉に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

24. 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

25. 特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

26. 障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

27. 重度心身障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給資格者証	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

障がい福祉に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

28. 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

29. 経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0575-67-1811

税金に関する手続き

3 1. 固定資産がある場合

手続き 固定資産税の相続人代表者の指定届出等

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none">固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。 ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。 <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務者が継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none">固定資産を複数人で共有していて、代表者が亡くなられた場合は、共有代表者変更の届出が必要となります。登記がされていない建物の所有者が亡くなられた場合は、所有者変更の届出が必要となります。	相続があった時から3ヶ月
	手続き可能な人
	相続人又は共有者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 相続関係書類	税務課 資産税係 ☎ 0575-67-1837

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3 2. 市・県民税が課税されていた

手続き 市・県民税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 市・県民税が課税されていた方が亡くなられた場合で、未納の税額がある場合は、相続人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務者が継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 	<p>お早めに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 相続関係書類</p>	<p>税務課 市民税係</p> <p>☎ 0575-67-1837</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

その他の手続き

33. 原付バイクや小型特殊自動車をもっていた

手続き 原付バイクや小型特殊自動車の名義変更等の手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクまたは小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更また廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 相続関係書類	税務課 市民税係 ☎ 0575-67-1837

34. 犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課 ☎ 0575-67-1833

35. 水道・下水道を契約していた

手続き 上下水道契約者の変更申請

手続き詳細	期 限
使用者・所有者の住所・氏名の変更手続きが必要となります。 口座振替を利用していた方は、新たに口座振替の手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<div style="background-color: #800040; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">遺族のもの</div> <input type="checkbox"/> 印鑑	上下水道課 ☎ 0575-67-1129

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 市役所以外で行う手続き

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		故人に扶養されていた人がいる場合は、資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	郡上警察署 ☎ 0575-67-0110 中濃運転者講習センター (関市) ☎ 0575-23-1484
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	関保健所 健康増進課 ☎ 0575-33-4011
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 関税務署 ☎ 0575-22-2233

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	岐阜地方法務局八幡支局 ☎ 0575-67-1411
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせをいただいてから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

市役所以外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	期 日	問い合わせ先
普通自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>	普通自動車の 名義変更等 手続き	事由の発生から 15 日以内	国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053 (音声ガイダンス「037」)
軽自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>	普通自動車の 名義変更等 手続き	事由の発生から 15 日以内	軽自動車検査協会 岐阜事務所 ☎ 050-3816-1775
126～250CC のバイク (軽二輪) や 250CC 超のバイク (小型二輪) を持っていた	<input type="checkbox"/>	軽二輪車または 小型二輪の 配車の手続き	事由の発生から 15 日以内	国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053 (音声ガイダンス「037」)

MEMO

6. 相続に関する手続き

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

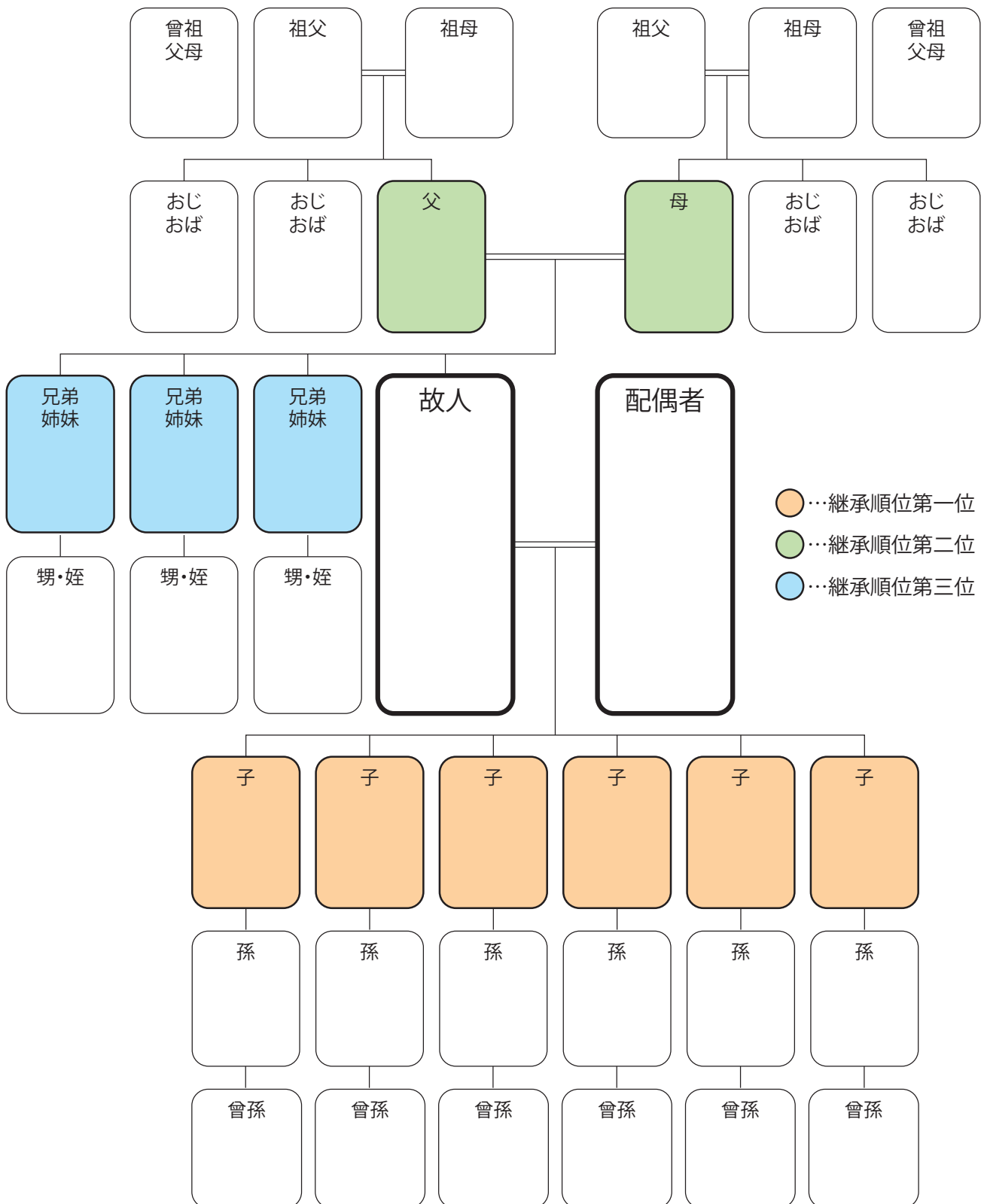
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

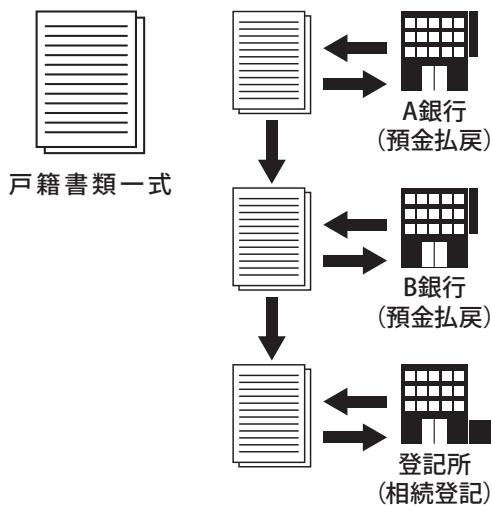
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

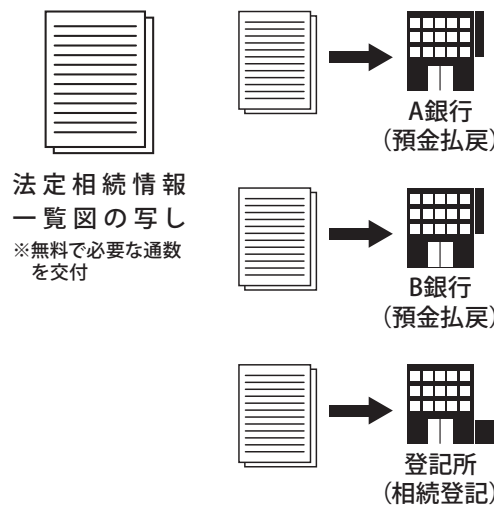
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

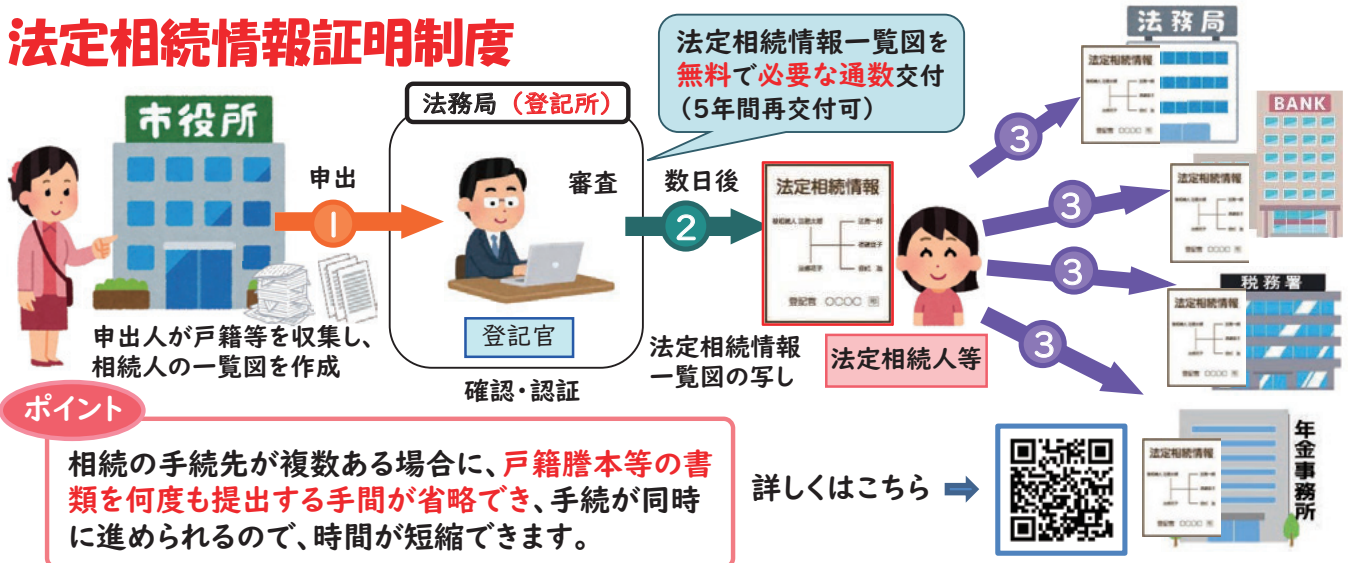


相続のお手続は、まず法務局へ



法定相続情報一覧図を無料で交付します!

法定相続情報証明制度



不動産の相続登記が義務化されました!

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、相続登記が義務化されました。相続(遺贈を含む)によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に**相続登記**をする必要があります(過去の相続も義務化の対象)。
 - ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
 - ・不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月31日までの間は登録免許税が課されません。
- 詳しくはこちら →



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

住所・氏名の変更登記が義務化されます!

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名名称の変更登記が義務化されます。
- ・個人も、法人も、住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記をする必要があります。
- ・制度が開始される令和8年4月1日より前の変更も義務化の対象です。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心!

かんたん・無料の手続をしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら →



あなたの大切な遺言書を法務局が保管します!

自筆証書遺言書保管制度

遺言書ほかんぐるー



自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。そこで、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が開始されました。

ポイント 法務局に保管すると・・・

- ・ 遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・ 遺言書の外形的な確認を法務局が行います(申請手数料は3,900円)。(遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。)
- ・ 法務局に保管をすると、家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ・ 遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、法務局から通知をすることができます。



詳しくはこちら →



相続した不要な土地を国が引き取る制度が始まりました!

相続土地国庫帰属制度



※ 審査手数料の納付も必要

重要!【土地の要件】

- ①建物が建っていない土地、②担保権や使用収益権が設定されていない土地、③他人の利用が予定されていない土地、④土壌汚染のない土地、⑤境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがない土地など

【問合せ先】 ☎ 058-245-3181 岐阜地方法務局(本局) 詳しくはこちら →



お問合せは、お近くの法務局へ

岐阜地方法務局

※ 具体的な手続案内については予約制です。

(制度により、管轄・担当が異なります)

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

【相続登記について】

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法書士への相談・依頼をご検討ください。

岐阜県司法書士会
総合相談センター(無料) →



7. 遺品の処分について

亡くなられた方の遺品の処分について、ご案内いたします。

(1) 「燃えるごみ」を直接搬入する方法

施設名	郡上クリーンセンター
住所	郡上市八幡町有坂 148-5
電話番号	(0575) 66-2366
受付時間	月曜日から土曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分まで
処理費用	10 キロあたり 110 円
備考	持込方法は、市ホームページでご確認ください。

(2) 「金属製粗大ごみ」を直接搬入する方法

施設名	郡上北部クリーンセンター
住所	郡上市白鳥町二日町 1534
電話番号	(0575) 82-6363
受付時間	月曜日から土曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分まで ※ただし、1月と2月は冬季のため土曜日は閉鎖
処理費用	10 キロあたり 300 円
備考	持込方法は、市ホームページでご確認ください。

(3) 家電リサイクル法の対象を処分する方法

種類	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫
方法等	販売店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼してください。または、家電リサイクル券を郵便局で購入し、北部クリーンセンターへ直接持ち込んでください。(10kg あたり 300 円の処理料が必要)

(4) パソコンリサイクル法の対象を処分する方法

種類	家庭系パソコン
方法等	販売店等に引取りを依頼してください。 (PCリサイクルマークの無いものは有料)

(5) その他のものを処分する方法

種類	ガスボンベ、消火器、農機具、自動車部品、オートバイ、タイヤ、バッテリー、農業用廃ビニール、農薬・劇薬及びこれらの容器、医療系廃棄物、感染性廃棄物、石綿類、石膏ボード、ペンキ・塗料・廃油（工業油等）・揮発油・その他液状のもの及び産業廃棄物
方法等	販売店、処理業者にお問い合わせください。

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

_____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)郡上市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず記入・押印してください。

葬儀形態は

直葬・一日葬・ 家族葬・一般葬



いつでも、ご希望に沿った事前相談を承っております。
「天昇の会」会員へのご入会はいつでもできます。

祭壇はセット価格で、
予算に応じて種類を選べます。



- 家族葬 **33万円** (税込) より
- 一般葬 **37万円** (税込) より

全ての費用込み

※上記会員様価格となります
返礼品・供物・お食事は別途承ります。

通夜・葬儀を行わない火葬式(直葬)も
承っております。

少人数向けのコンパクトな式場から、広々とした式場まで、
ご希望に合わせてお選びいただけます。



せしモニーホール

天昇

〒501-5115
岐阜県郡上市
白鳥町恩地 394-1

ホームページ



LINE



Instagram



@TENSHO_GUJO

☎0575-84-0441

運営元：サンテック株式会社 ※宗旨・宗派不問

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

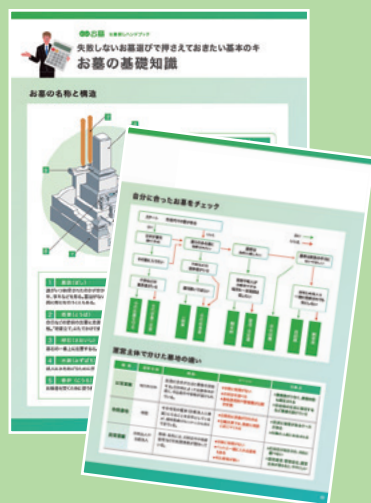
委任状

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



【ハンドブック内容】

- お墓の選び方
- お墓の種類と費用相場
- お墓購入の流れ
- 購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで

もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時～16時(年中無休)



WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※一帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。

※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書

東証プライム上場 証券コード:6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5 万円~ **決まった金額だから安心！**

☎ **0120-948-833**

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



発 行 郡上市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年3月